

日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

第二部 労働運動

第一編 労働争議

第一章 争議の大勢

第三節 争議の形態

労働省の発表している労働争議統計は争議の形態を次のように分類している。

争議行為を伴うもの 「同盟罷業」

 | 「工場閉鎖」 作業停止争議

 | 同盟怠業

 └ 事業管理

争議行為を伴わない 「労働委員会の関与したもの
が調整のため第三者 | 労政職員の関与したもの
の関与したもの └ 其の他の関与したもの

(注)労働省の「労働争議統計調査必携」(一九五〇年五月)によれば、争議行為の形態はその戦術によって種々の形態が予想されるが、これを四種類に限定するとして次のように規定している。

「同盟怠業」とは労働者の団体が自己の主張を貫徹するために作業を継続しながらも作業を量的、質的に低下させるものをいう。ただし作業停止継続時間四時間未満の同盟罷業は同盟怠業に含める。

「同盟罷業」とは自己の主張を貫徹するために労働者の団体によってなされる一時的作業停止をいう。ただし前述のごとく四時間未満のものは除かれる。

「工場閉鎖」とは労働者の争議に対する対抗手段として自己の主張を貫徹するために使用者が生産活動の停止を宣言し作業を停止するものをいう。休廃業を意味する閉鎖は含まない。

「業務管理」(生産管理・事務管理)とは争議手段として使用者の意志を排斥して労働者によって事業所が占拠され、専ら労働者の方針によって生産や業務が遂行されるものをいう。使用者の承認の下に労働者による事業の運営が行われるものを含まない。

争議行為を伴わない争議については、その解決のために労働委員会、労政職員、市長、政党员等第三者が斡旋・調停・仲裁等をした争議のみが調査される。したがって第三者が関与しない場合は統計面には現われて来ない。

なおILOの第三回国際労働統計学会議において採択された決議(一九二六年)は、「一時的作業停止」のみを統計の対象とし、できる限りそれと同盟罷業と工場閉鎖とに

区別することが望ましいと述べているが、アメリカの現行調査では、争議対象は右のILO決議と同様作業停止争議のみに限定され、それを同盟罷業と工場閉鎖に区分していない。しかも作業停止期間が一日以上または一交替以上継続し参加人員六人以上の場合でなければ対象にならない。

わが国でも一九五〇年一月以降はとくに作業停止争議に重点がおかれ、国際的比較を可能にするようILO決議に一致した方法を採用することになった。ただし作業停止四時間未満の罷業は怠業に含めていること前述の通りである。

なお一つの争議が集計期間中に二種以上の争議形態を次々にとったり、同時に異種の形態が行われたりすることがある。このような場合、従来統計では最後の形態によって分類していた。しかし一九五〇年の統計からは数種の形態をとった争議は各形態毎にそれぞれの参加人員を用いてそれぞれ一件の争議として取扱い争議行為を伴ったものの小計欄には一まとめにして一件の争議として計上し、参加人員は各形態のうちの最大の参加人員をもって一回だけ集計することになった。ただし同じ形態が二回以上行われたときは一回だけ計上する。第三者が関与した争議で争議行為を伴った時は、争議行為を伴った参加人員と、総参加人員から行為を伴った参加人員を差引いた残りとをそれぞれ一件として集計し、総計欄には一括して一件として総参加人員を計上する。したがって各形態毎の件数および参加人員の合計は、争議行為を伴ったものの件数および参加人員の総計と一致しない場合が生ずる。

年間労働争議(年間発生争議に前年よりの繰越争議を加えたもの)の件数および参加人員のうちで争議行為を伴ったものの占める割合をみると第187表のごとくである。

すなわち争議行為を伴うものの割合は件数においては四六年以来継続的に低下し、参加人員においては四八年以来ますます低下しつつある。これは一般的に直接的な弾圧その他社会的な争議行為の困難化を示すものに他ならない。このような情勢が争議原因の減少を現わすものではないことはいうまでもなく、「争議の平和的解決への努力の現われ」(労働白書)とみることも適当とはいいがたく「むしろ深刻化した社会的底流を暗示するものといえよう。

発生争議についてこれを月別に観察すると第188表のごとくであって、争議行為を伴うものが総争議の半ば以上を占めるのは、件数においては三月、四月、五月、六月、八月、参加人員においては三月、六月、七月、八月、九月のいずれも五回である。これは前年よりも多い。とくに顕著なのは三月であって、この月は件数においてはむしろ少いが、参加人員においては争議行為を伴わないものの七倍に近い。

次に、争議行為を伴ったもののうち、同盟罷業、工場閉鎖、同盟怠業、業務管理のそれぞれの形態の争議が占める割合は第189表のごとくである。争議手段としての同盟罷業のもつ意義は依然として圧倒的に大きい。四八年および四九年と同じく、五〇年も争議行為の八〇%以上は同盟罷業であった。同盟罷業の地位が第二位に下った月は、件数では一つもなく、参加人員で三回(三月、四月、一〇月)だけである。

しかし五〇年の争議において注目すべき現象は、同盟怠業および工場閉鎖の意義が著しく増大したことである。このことは従来あまり見られなかった新現象といえよう。同盟怠業の参加人員が争議行為を伴うもののうちで第一位を占めた先例はあるが(四八年二月、八月、四九年九月)五〇年には二月、四月、一〇月の三回に上り、参加人員は前年の七倍に近い。怠業のもつ意義、とくに罷業

と結合した怠業の役割が本年ほど大きくなったことはないといえる。また労働者の攻撃に対する資本家側の対抗手段たる工場閉鎖も、五〇年には顕著にその意義を強めた。件数および参加人員の比率から見ると大したものではないが、労働損失日数の大きさから見て、とくに朝鮮における戦争勃発以後、非常に重要性を増し、損失日数総計の六〇%を占める月すら生じたことは先に見た通りである(第180表)。これによる年間損失日数は前年の五倍をこえる激増である。参加人員においても、工場閉鎖は前年の三倍以上となった。業務管理(生産管理)は四六年に一時五〇%以上を占めたことがあるが、その後ひきつづき減少しており、五〇年には少くとも数的にはいよいよ争議手段としての意義を低下させたといえる。しかし業務管理の一つもなかった月はなく、この形態の争議の発生する基盤はまだなくなっていないことを物語っている。

各形態の争議の月別推移の詳細については第201・202表を参照せられたい。

日本労働年鑑 第24集 1952年版

発行 1951年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年6月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
